

令和2(2020)年度 大和市自主防犯活動団体補助金のご案内

大和市自主防犯活動団体補助金は、自主的、継続的に大和市内で防犯活動を行う団体（以下「自主防犯活動団体」という。）が、地域において防犯活動を継続的に実施するために必要な防犯物品の購入費や青色防犯パトロール費の一部を市が補助する制度です。

なお、平成27年度より、青色防犯パトロール費については、白黒塗装を施した車両に関して、追加で自動車保険料や駐車場賃貸借料に対して補助金が交付されることになりました。

1. 補助金の種類

① 防犯物品購入費補助金

防犯パトロールに必要な防犯物品を購入する費用の補助



防犯物品とは…

- ・ 帽子、ジャンパー、ベスト、腕章など防犯パトロール用の被服
 - ・ のぼり旗、防犯ブザー、誘導灯、懐中電灯など防犯パトロール時に携帯する物品
 - ・ その他、市長が必要と認めた物品
- ※ 他の公共団体から物品の購入費用の補助又は現物支給を受ける場合は、補助対象外となります。
※ 乾電池、事務機器等の防犯パトロール以外にも使いまわしが可能な物品の購入費用や、物品を購入する際の送料や手数料については補助対象外です。
※ その他、補助の対象かどうか不明な物品等がありましたら、お問い合わせください。

注意）のぼり旗を、道路標識やカーブミラー等に括りつけて掲示したり、無許可で大和警察署の名称を併記することは、法律違反になります。ご注意ください。

② 青色防犯パトロール費補助金

- ・ 青色防犯パトロールに使用する青色回転灯を装備した車両にかかる費用の補助
- ・ 青色回転灯を装備した車両のうち、白黒塗装(※)を施したのものにかかる費用の補助



(※) 白黒塗装とは、車体の概ね上半分を白色、下半分を黒色に塗装することをいいます(左写真を参照)。

③ 青色防犯パトロール車両購入費補助金

青色防犯パトロールに使用する車両を新たに購入する場合にかかる費用の補助

2. 補助の対象となる団体

次の①～③を全て満たしている自主防犯活動団体が対象になります。

- ① 規約に基づき、自主的かつ継続的に大和市内で防犯活動を行っていること。
- ② メンバーが5人以上いること。
- ③ 1週間につき2回程度、防犯パトロールを実施していること。

3. 補助金の額

① 防犯物品購入費補助金

防犯物品の購入費に2分の1を乗じた額以内です。

この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てて計算します。

1団体につき20,000円を限度とします。

※前年度にこの補助金を受けた団体は申請できません。申し込みが多数の場合は、先着順となります。ご了承ください。

② 青色防犯パトロール費補助金

自治会等で使用する青色回転灯を装備した車両1台につき一律30,000円です。

ただし、車両に白黒塗装を施したものについては、車両1台につき次に掲げる費用に2分の1を乗じた額を加えたものとし、80,000円を上限とします。

- (1) 強制加入(自賠責)及び任意加入の自動車保険料(青色防犯パトロール車両購入費補助金に係る自動車賠償責任保険料を除く)
- (2) 駐車場賃借料(賃貸借契約等を締結したものに限る)

③ 青色防犯パトロール車両購入費補助金

車両の購入にかかる費用から他の補助金(国・他の地方公共団体・特定非営利法人若しくは当市など)の交付を受け、又は受けることが見込まれる場合はその分を除いた額に2分の1を乗じた額以内で、当該年度1団体につき20万円が上限です。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てて計算します。

※原則、申請する前年度に生活あんしん課と協議を終了している団体が対象となります。ご了承ください。

4. 申請方法

補助を受けようとする自主防犯活動団体は

1. 補助金交付申請書(第1号様式)
2. 補助事業計画書(第2号様式)
3. 補助事業収支予算書(第3号様式)
4. 自主防犯活動団体の規約及び名簿

を提出していただくほか、補助の種類によって次ページの書類の添付が必要です。

防犯物品購入費補助金を申請する場合

5. 購入予定物品の見積書及びパンフレットの写し等

青色防犯パトロール費補助金を申請する場合

6. 青色防犯パトロールを行う団体であると認められた警察本部長からの証明書の写し
7. 青色回転灯を装備した車両の自動車検査証の写し
8. 青色回転灯を装備した車両の全体写真

青色防犯パトロール費(白黒塗装車)補助金を申請する場合

9. 自動車保険料や保険期間等が明記された自動車保険証券の写し
(青色防犯パトロール車両購入費補助金に係る自動車賠償責任保険料を除きます)
10. 駐車場賃貸借契約書の写し

青色防犯パトロール車両購入費補助金を申請する場合

11. 購入予定車両の見積書及びパンフレットの写し等
12. 青色防犯パトロールを行う団体であると認められた警察本部長からの証明書の写し(証明書未取得団体にあつては証明書取得後に提出)

5. 補助の決定

申請内容を審査の上、市の予算の範囲内で補助団体と補助金の額を決定します。

※①物品購入費補助、③車両購入費補助とも、補助金交付決定通知日以前の購入はできませんのでご注意ください。完了日以降の場合も同様です。

6. 実績報告

補助を受けた自主防犯活動団体は、事業終了後に

1. 補助事業実績報告書(第7号様式)
2. 補助事業収支決算書(第8号様式)
3. 防犯パトロール活動回数表

を提出していただくほか、下記書類の提出が必要です。

防犯物品購入費補助を受けた場合

4. 購入した防犯物品の領収書の写し(事業実施期間内の日付のもの)
5. 購入した防犯物品を活用した防犯パトロールの写真

青色防犯パトロール費補助を受けた場合

6. 青色防犯パトロールを行っている写真

青色防犯パトロール車両購入費補助を受けた場合

7. 購入した車両の領収書の写し(事業実施期間内の日付のもの)
8. 購入した車両で青色防犯パトロールを行っている写真
9. 購入した車両の自動車検査証の写し

なお、補助を受けた自主防犯活動団体のパトロールに、市の職員が参加させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7. 申請期限

下記までお問い合わせください。

8. 補助金の申請・問い合わせ先

〒242-8601

大和市下鶴間1-1-1

大和市役所生活あんしん課 防犯対策強化推進係

電話:046-260-5048

FAX:046-260-5138